

平成十九年二月十三日提出
質問第六三三号

民間人学者のモスクワ立ち寄り経費の外務省関連国際機関による負担に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

民間人学者のモスクワ立ち寄り経費の外務省関連国際機関による負担に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第二六号）を踏まえ、追加質問する。

一 二〇〇〇年四月にイスラエル国テルアヴィヴ市で行われた国際学会に袴田茂樹青山学院大学教授が参加したという事実について外務省は承知しているか。

二 一の国際学会に出席した後、袴田茂樹教授がモスクワに立ち寄ったという事実について外務省は承知しているか。

三 二の袴田茂樹教授のモスクワ滞在中に、在ロシア連邦日本国大使館員が同教授と接触したという事実があるか。

四 二の袴田茂樹教授のモスクワ滞在中に、丹波實在ロシア連邦日本国特命全権大使が同教授に対して宴席を設けたことがあるか。あるとするならば、その宴席に対する予算はどのような区分から支出されたか。

五 二の袴田茂樹教授のモスクワ滞在中に、外務省職員が同教授に対して、秘密指定が解除されていない公文書もしくは公文書の写しを手交したという事実があるか。

六 二の袴田茂樹教授のモスクワ立ち寄りが私用であったと外務省は認識しているか。

七 二の袴田茂樹教授のモスクワ立ち寄り時における外務省の対応は、法令、社会通念に照らして適切であつたか。

右質問する。